

デジタル庁

○ 告示第二十八号

総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和七年九月三十日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

一 令和七年度北海道紋別市冬の生活支援臨時給付金（原油価格  
 や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度紋別市一般会計補正予  
 算における、北海道紋別市から、低所得者世帯を支援する観点  
 から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するた  
 めの基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報（児童  
 福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による入所等の措置  
 の実施に関する情報、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第  
 二百八十三号）による入所等の措置の実施に関する情報、知的  
 障害者福祉法（昭和十五年法律第三十七号）による入所等の  
 措置の実施に関する情報及び老人福祉法（昭和十八年法律第  
 百三十三号）による福祉の措置の実施に関する情報）をいう。以  
 下同じ。）生活保護関係情報（生活保護法（昭和二十五年法  
 律第四百四十四号）による保護の実施に関する情報）をいう。以  
 下同じ。）地方税関係情報（地方税法（昭和二十五年法律第二  
 百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定  
 により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情  
 報をいう。以下同じ。）公的給付支給等口座登録関係情報  
 （公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座  
 の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三  
 項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以下同じ。）  
 令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）（物価高騰対策給付  
 金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第八十一号）  
 第二条第一号）に規定する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第  
 二号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（第  
 二号）（令和五年内閣府・総務省・財務省令第一号）第二条第  
 一行規則（令和五年内閣府・総務省・財務省令第一号）第二条第  
 一号イ、ロ及び五号並びに（1）に掲げる世帯に限る。）並びに  
 同条第三号イ（1）に掲げる世帯に限る。）並びに同条第三

事務

令和七年度北海道紋別市冬の生活支援臨時給付金の支給要件の  
 該当性を判定する必要がある者  
 に係る道府県民税（地方税法第  
 四条第二項第一号に掲げる道府  
 県民税（個人に係るものに限る  
 。）をいう、都が同法第一条第  
 二項の規定によつて課する同号  
 ）に掲げる税を含む。以下同じ。  
 ）及び市町村民税（同法第五条  
 第二項第一号に掲げる市町村民  
 税（個人に係るものに限る。）  
 をいう、特別区が同法第一条第  
 二項の規定によつて課する同号  
 ）に掲げる税を含む。以下同じ。  
 ）並びに公的給付支給等口座登  
 録関係情報に関する情報

情報

号イ(2)に掲げる世帯その他がこれに準ずる世帯に對し給付金を支  
給する(特別区を含む。以下同じ。)  
村、同令第一条各号に掲げるものから支給される給付金であつ  
て、同令第一号、令和六年度物価高騰対策給付金(第一号)の支給  
に關する情報、令和六年度物価高騰対策給付金(第一号)の支給  
令第二条第一号ハからホまでに掲げる個人又は世帯(同条第二号ハ  
号ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる個人又は世帯(同条第三号ロ及  
ビハに掲げる者並びに同条第四号に掲げる者その他これに準ず  
る個人又は世帯に對し給付金を支給することを目的として国が  
交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であ  
つて、同令第一条各号に掲げるものから支給される給付金であ  
る(同令第二条第三号イ(3)に掲げる世帯高騰対策給付金(第二号)  
に對し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金  
を財源として市町村から支給される給付金であつて、同令第一  
条第三号に掲げるものから支給される給付金であつて、同令第一  
報を含む。)の管理に關する事務(以下同じ。)

格や令和七年度千葉県柏市物価高騰対策生活応援商品券（原油価格）における、千葉県柏市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。の支給を実施するため  
 の基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保  
 護関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に  
 情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に  
 する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に  
 関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支  
 給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

令和七年度千葉県柏市物価高騰  
 対策生活応援商品券の支給要件  
 の該当性を判定する必要がある  
 者に係る道府県民税及び市町村  
 民税並びに公的給付支給等口座  
 登録簿関係情報に関する情報

三 令和七年度長野県中川村住民税非課税世帯米購入助成券（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度中川村一般計補正予算における、長野県中川村から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、令和五年度地方税関係情報、給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の管理に関する事務

令和七年度長野県中川村住民税非課税世帯米購入助成券の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

附 則

この告示は、公布の日から適用する。